

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年10月 3日

愛媛県産業技術研究所長 菊地 敏夫

1 入札に付する事項

(1) 提供業務名

電波暗室の VCCI 再登録点検業務

(2) 提供業務の内容

別紙「契約書」(案 12) のとおり

(3) 提供業務期間

契約日から令和8年1月24日まで

(4) 提供業務の履行場所

愛媛県産業技術研究所(松山市久米窪田町 487 番地 2)

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること

- (1) 知事の審査を受け、令和5・6・7年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格者を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請の提出期限の日から開札の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 愛媛県内に事務所を有し、修理、点検、保守等アフターサービスを長期間にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 仕様書等に従い提供業務期間中に適正かつ確実に業務を完了できることを証明した者であること。
- (6) 入札に参加する者又はその代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)でないこと。

3 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

日時：令和7年10月20日（月）

場所：産業技術研究所(松山市久米窪田町 487 番地 2) 本館 2 階 研修室

(2) 開札

即時開札

(3) 問い合わせ先

愛媛県産業技術研究所

〒791-1101 松山市久米窪田町 487 番地 2 電話(089-976-7612)

4 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

(3) 入札関係書類の配布、提出場所等

①入札説明書等の配布

入札に参加を希望する者は、
愛媛県ホームページ（[ホーム](#)>>[仕事・産業・観光](#)>>[技術振興](#)>>[愛媛県産業技術研究所](#)）
<https://www.pref.ehime.jp/h30104/sangiken/index.html> でのダウンロードによるほか、上記 3（3）の場所で手渡しにより配布する。

ア 配布期限：令和7年10月10日（金）

イ 配布時間：土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前9時から午後5時まで
（いずれも正午から午後1時までの間を除く）とする。

②必要書類の提出

入札に参加を希望する者は、次の必要書類を上記 3（3）に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 受注実績表

ウ 誓約書

提出期限：令和7年10月14日（月）

③その他

産業技術研究所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した提供業務契約を適正かつ確実に履行できると産業技術研究所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

① 入札書の提出方法

直接持参し提出すること。ただし郵送の場合は、提出期限の日時を厳守すること。

② 詳細は、入札説明書による。